資料２

入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表

改正案	現　行
（特別休暇） 第14条　特別休暇は、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とする。 ２　職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1)～(16)　略 (17)　夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合　一の年度の７月から10月までの期間（以下この号において「取得期間」という。）内において８日（取得期間における職員の在職期間、勤務時間及び休職期間等を考慮し、任命権者が必要と認めるときは、別に定める日数）。ただし、任命権者は、公務の運営上特に必要と認めるときは、取得期間を変更することができる。 (18)～(20)　略 (21)　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき　一の年度において５日の範囲内で必要と認める期間 ア　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ　障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって、規則で定めるものにおける活動	（特別休暇） 第14条　特別休暇は、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とする。 ２　職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1)～(16)　略 (17)　夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合　一の年度の７月から９月までの期間内において、市長が定める日数 (18)～(20)　略

ウ　ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 エ　その他規則で定める社会貢献活動	